

東京都 外来種対策行動の手引き

みんなで実践！外来種対策からはじめるネイチャーポジティブ



令和7(2025)年9月
東京都環境局

東京から始める、外来種対策の実践によるネイチャーポジティブの実現

東京の野生生物は、さまざまな要因により減少の一途をたどっています。

その減少要因の一つとして、本来その地域にいなかった生きものが人の手により持ち込まれる、“**外来種による影響**”が挙げられています。外来種の中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす“**侵略的外来種**”については、自然状態では起こりえなかった甚大な影響をもたらすことから、優先的な対策が求められています。

東京の特徴として、国内のどの都市よりも活発な経済活動が営まれており、国内外の物流の拠点でもあることから、常に新たな外来種の侵入や影響を受けているといえます。さらには、本土や大陸と陸続きになったことがなく、島ごとに固有の生態系を有する伊豆諸島や小笠原諸島では、特に外来種の影響を大きく受けやすい状況にあります。

このように、環境の違いによって影響を及ぼす外来種の種類やその影響の大きさは変わってくるため、地域ごとの特徴に即した“**地域版対策リスト**”を整備することは、生物多様性の保全や回復を目指す上で重要であると言えます。

今回、東京都では初めてとなる「**東京都外来種対策リスト 2025**」を策定しました。また、リストを対策の実践現場でより多くの方々に活用してもらえるよう、外来種対策の行動方針や具体的な取組の留意点等を解説した「**東京都外来種対策行動の手引き**」も合わせて作成し、公表することとしました。

対策リスト作成にあたっては、2022年度から約3ヶ年をかけて都内の現状を把握しながら、各分類群の専門家24名の協力のもと、優先的に対策を講じるべき侵略的外来種のカテゴリー評価を行いました。また、手引き作成においては、7名の専門家で構成される「外来種対策あり方検討会」で議論を重ねながら、都内における外来種対策に関する行動3原則を新たに提唱しました。手引きには、そうした行動原則に基づく実践のポイントやエリアごとの課題や留意点について記載し、イラストを随所に盛り込みながら読み易くまとめました。ぜひご確認ください。

東京は、外来種対策に携わる市民活動やボランティアの数も全国一とも言われています。自治体による取組のみならず、こうした市民活動による取組においても、対策リストや手引きを積極的に活用しながら地域の生物多様性の保全や回復を目指してもらいたいと考えています。

効果的な外来種対策は、時に生物多様性における大きな成果をもたらします。**東京のネイチャーポジティブの実現**に向けて、多様な主体との連携のもと、対策が必要とされている現場での効果的な取組がより一層進むことを期待しています。



目 次

第 1 部 外来種対策の考え方を知ろう（方針編）

第 1 章 背景と目的	2
第 2 章 外来種対策の基礎知識	4
第 3 章 外来種対策の基本方針	8
1 対策の基本的な考え方	8
2 対策を進めるための基盤的な行動	13

第 2 部 外来種対策に取り組もう（実践編）

第 1 章 外来種対策の実践	16
1 優先度を踏まえた対策	16
2 外来種対策行動 3 原則	17
3 実践に向けた各主体の行動	25
第 2 章 エリアごとの課題と対策	26
第 3 章 主な対策外来種の個別解説	44

巻末資料

1 用語解説	76
2 参考文献・資料	79

別添 東京都外来種対策リスト 2025

第1部

外来種対策の
考え方を知ろう
(方針編)

第1章 背景と目的

「外来種」とは、もともとその地域に生息・生育しておらず、自然分布域（その生物が本来もっている能力で移動できる範囲）を越えて人間の活動によって導入された生物のことを指します。外来種の中には、その地域の生物多様性や人間の生活に甚大な被害や影響を与える侵略性の高いものもあります。東京都においてもこうした侵略的な外来種による問題が各地で発生しており、その対策は急務となっています。

国では、2005年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」が施行されました。これにより特定外来生物に指定された生物については、運搬・飼養などが原則禁止されるとともに、防除の推進などの対策が取られています。2015年3月には、外来種対策の総合戦略として「外来種被害防止行動計画」が策定され、あわせて同年に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」も、環境省及び農林水産省により公表されています。さらに、2025年3月には「外来種被害防止行動計画」が第2版として公表されました。また、今後「生態系被害防止外来種リスト」の改定も予定されています（2025年8月時点）。

東京都は1,400万人が暮らす日本最大の都市でありながら、奥多摩の山地から丘陵地の里山、市街地の緑地や水辺、さらに島しょ部では島ごとに特徴的な生態系が形成されるなど、多様で豊かな自然を有しています。そして、その環境や土地利用の状況などによって、問題となる外来種やその影響も大きく異なっています。

これまで東京都では、2006年から伊豆諸島のキョン、2013年から本土部のアライグマ・ハクビシンなど個別の外来種については防除実施計画等を策定し、さらに2019年からはクビアカツヤカミキリ、2024年からはナガエツルノゲイトウ、アカミミガメ、アメリカザリガニなどについての対策の手引きや普及啓発ツールを作成するなどの対策を講じてきました。また、世界自然遺産である小笠原諸島では、環境省、農林水産省、小笠原村と連携しながら積極的に外来種対策を推進しています。

しかし、人間活動が活発な現代では、常に新たな外来種の侵入や影響を受けるため、対策の実践をより一層促進させていくことが求められています。

そこで、東京都は2025年3月に「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（以下「戦略的保全方針」という。）」を公表し、野生生物を保全するための7つの戦略を掲げました。そのうちの戦略3では、外来種対策について、これまでの「対策の主流化」から「対策の実践の促進」に転換していくことを打ち出しています。また、生態系等への被害の深刻度、種の分布拡大の過程（まん延の程度や拡大速度）、対策を実施する場所の特性や課題などを総合的に考慮しながら外来種対策を行うことが重要であることも記しています。

この度、東京都では初となる「東京都外来種対策リスト2025」（以下「対策リスト」という。）を作成し、公表します。このリストは、上記の戦略的保全方針に基づき、外来種の侵略性や定着段階に応じて、「種からみた優先度」、「各地域の状況に応じた優先度」などを総合的に判断しながら

対策を進めていけるよう、対策すべき種の優先度が分かるようになっています。

また、現場で実際に外来種対策に取り組む方向けに、本書「東京都外来種対策行動の手引き」（以下「対策の手引き」という。）では、**外来種対策の考え方（方針編）**や**外来種対策の取組手法（実践編）**などのポイントを分かりやすく記すとともに、**対策リスト**を効果的に活用するための**防除手法**や**留意事項**などを解説しています。

コラム

「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」の7つの保全戦略

戦略的保全方針では、都内共通の7つの保全戦略を掲げています。さらに東京は様々な自然環境を有するため、それぞれの自然環境の特徴に応じて区分したエリアごとの保全戦略を組み合わせることで、野生生物の保全上の課題解決に向けた取組を推進していくことを記しています。

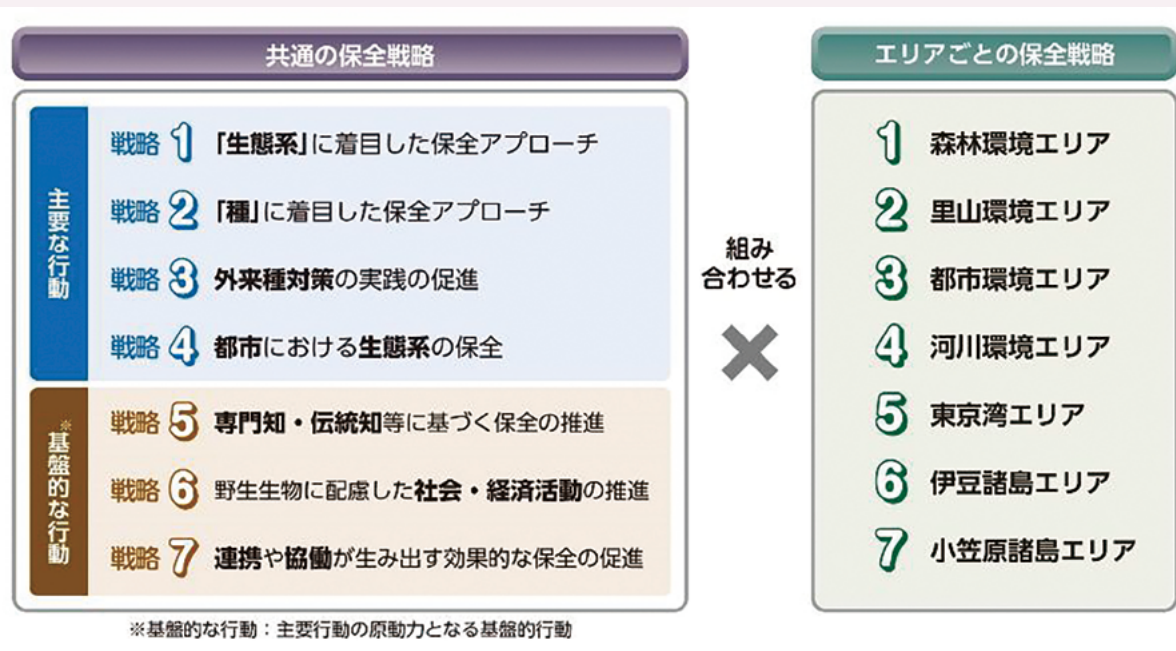
外来種対策については、主に戦略3に記載されており、東京の多様な環境の特性や外来種の定着段階に応じた対策を適切に推進し、侵略的外来種の新たな侵入や分布拡大を阻止するとともに、個体数を減少に転じさせ、根絶や低密度化を目指すことなどが記載されています。



保全方針（表紙）

戦略的保全方針については、東京都環境局公式 HP に本文と概要版を掲載しています。詳細は以下の URL をご参照下さい。

URL: <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/cp-wildlife>



戦略的保全方針における7つの保全戦略とエリアごとの保全戦略の体系図

第2章 外来種対策の基礎知識

1 外来種とは

「外来種」とは、意図的・非意図的を問わない人為的な導入により、その自然分布域の外に生育又は生息している生物のことを指します。その外来種のうち、国外から導入されたものを「**国外外来種**」、国内の自然分布域を越えて導入されたものを「**国内外来種**」と呼び、本書ではそれらを合わせて外来種として扱います。

外来種の中でも地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅やかしたり、人の生命または身体、農林水産業への被害を及ぼす、または及ぼすおそれのあるものを、特に「**侵略的外来種**」と呼びます。これらは特に侵略性が高く、自然状態では起こりえなかった影響をもたらすことから、対策の優先度が高くなります。

2 導入・定着・拡散の過程

外来種の導入（侵入）過程の第一段階は、人間活動による生物の「**輸送**」です。国外・国内を問わず、本来の自然分布域外に生物を移動させることにより、その生物が新しい場所に「**導入**」されます。そして、導入された生物が人間の管理下を離れて、増殖可能な個体群を形成する段階が「**定着**」です。定着した生物は増殖し、やがて自然に広がる「**拡散**」の段階へと進みます。右図はこの「輸送」「導入」「定着」「拡散」の過程を示しています。

①輸送

人間活動による生物種の移動

②導入

人間活動に伴い、種の自然分布域外への到着

③定着

繁殖・増殖可能な個体群の形成

④拡散

さらに新しい地域や範囲への分散や移動・定着

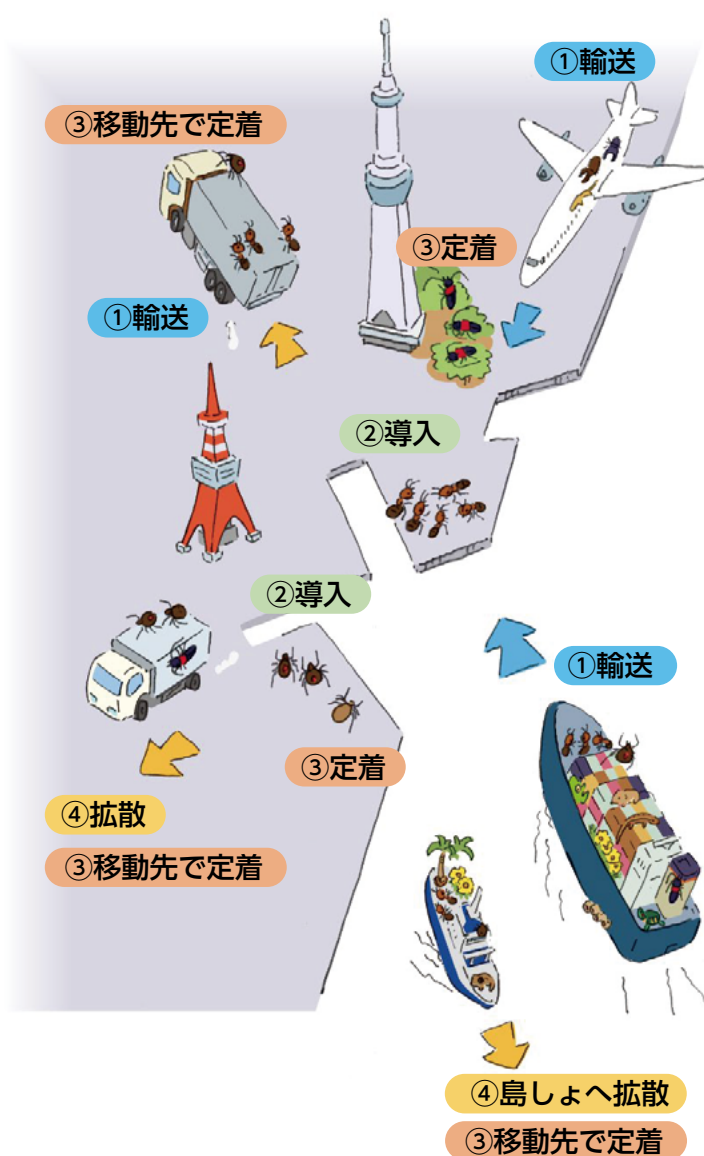
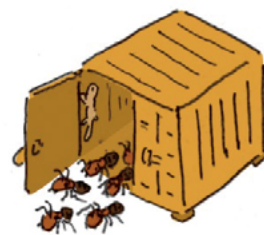


図 1-1 外来種の導入・定着・拡散の過程（イメージ図）

「IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書 政策決定者向け要約（和訳）」（2024 年 3 月、IPBES）を参考に作成

3 意図的導入と非意図的導入

外来種の導入には、人間に明確な目的があって意図的に導入される場合（意図的導入）と、気が付かないうちに導入されてしまう非意図的な場合（非意図的導入）があります。

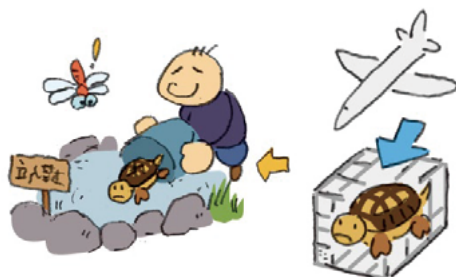


目的があって輸送される生物も、気が付かない内に運ばれる生物も、人の活動に伴って導入される点では共通しています。

意図的導入

ペットや観賞用植物を野外に逃がす・捨てる

飼育していたペットを遺棄、放逐
栽培していた観賞用の植物を野外に遺棄、移植



緑化や生きものを増やす目的で、外来種を導入



食用で輸入した生物が野生化

食用として輸入された生物が養殖場や耕作地から逃げ出したり、捨てられて野生化



法面緑化やビオトープ等の整備において、生きものを増やす目的で、外来種の植物を植栽したり、侵略的な魚類・昆虫等を放流・放逐

非意図的導入

観葉植物の土や肥料に混入

観葉植物、植栽植物、水草や、その土や肥料などの中に、植物の種子や昆虫などの動物が付着及び混入



人や車両に付着して移動

種子や小動物が人の衣服や靴底、カバン、車両などに付着して別の場所へ



荷物や資材に混入

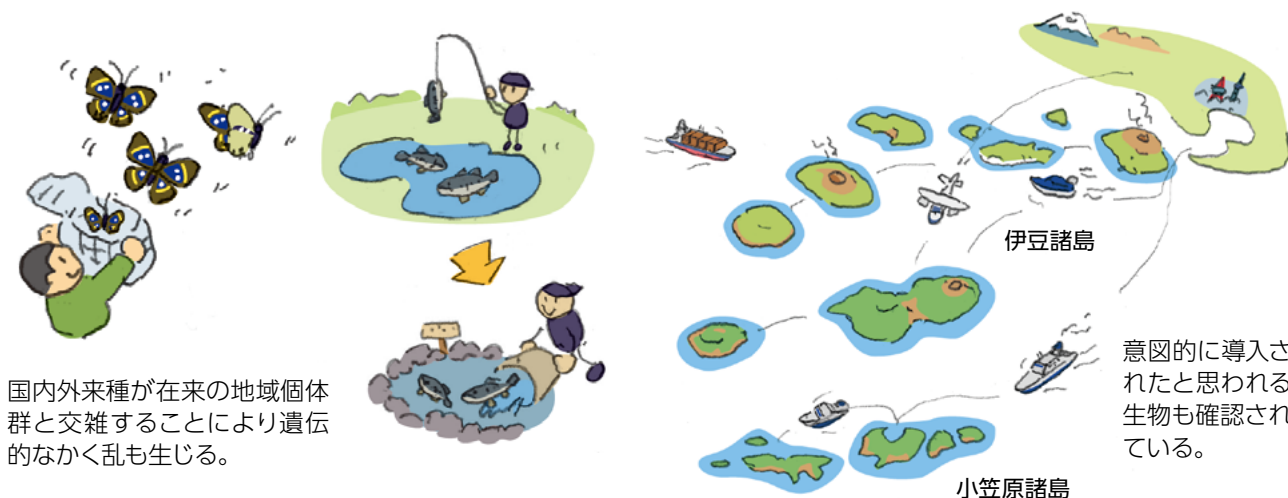
輸送されてきたコンテナや荷物に紛れ込む



4 国内外来種

国内の他地域から本来の分布域をはずれて導入された外来種を「国内外来種」と呼びます。なお、国内外来種には、他県等からの外来種だけでなく、同じ都内である本土部から島しょ部への導入なども含まれます。

東京には伊豆諸島や小笠原諸島などの島しょ部があります。各島はそれぞれ固有種なども含む特異的な生態系によって特徴づけられています。しかし本土部や気候が似ている南西諸島からの物流などに紛れて導入される外来種により、深刻な影響が出ています。



国内外来種が在来の地域個体群と交雑することにより遺伝的なかく乱も生じる。

コラム

さまざまな国内外来種

外来種と言えば、アライグマやオオクチバスなど、海外から入って来た生物をイメージするかと思います。一方、国内に生息する生物については、同じ日本の生物なので、どこから持ち込んでも構わないと思われがちです。しかし、それが、地域の生態系被害を引き起こす原因となる場合があります。

例えば、本来、伊豆諸島の三宅島にヒキガエルはいませんが、どこからか持ち込まれ現在大発生しており、島の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。本土部では、タナゴ類やオヤニラミといった魚類、ギフチョウやオオムラサキなどのチョウ類で、東京都以外の地域から持ち込まれた個体が見つっています。こうした生物は、地域の生態系に大きな影響を与える可能性があり、それらが定着した場合には、海外から持ち込まれた外来種と同様の生態系被害等を引き起こす原因にもなるのです。

同じ国内であっても人の手による生物の移動は行わないようにする必要があります。

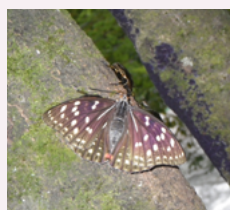


アズマヒキガエル

本来、伊豆諸島に分布していないアズマヒキガエルが持ち込まれ、大発生している。生態系への被害が懸念されている。

アカヒレタビラ

東京都では絶滅したと考えられている種。近年区部で確認されているが、意図的な放流と考えられている。



オオムラサキ

都内にも自然分布域があるものの、意図的に放蝶されたと考えられる他地域の個体が確認されている。

5 外来種が引き起こす問題とは？

外来種問題には、生態系への被害ばかりでなく、人の生活・健康、農林水産業等への影響があります。

生態系被害

もとからいた生きものに対する捕食・競合

外来種が在来種を捕食したり、似たような環境を好む在来種の生息・生育地を奪う。



人の生活・健康被害

噛まれる・刺される

毒のある外来生物が刺す、噛まれる危険がある。



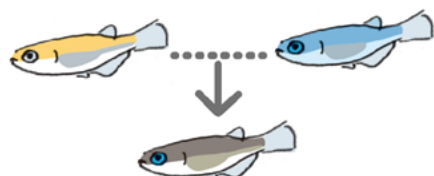
今までなかった病気の原因となる

人に直接に触れる、家屋に侵入するなどにより、その地域や国に存在しなかった病気の発症や感染の危険が増える。



在来種と交雑（遺伝的かく乱）

近縁の在来種と交雑して雑種等を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性が損なわれる。



農林水産業被害

農作物や漁業対象種が食べられる

農作物が食害されたり、畑が踏み荒らされる。漁業対象の生物が捕食されたり、生息地を圧迫される。



コラム

どうして放流がいけないの？

鑑賞用のホタル放流や、釣り魚の放流のように、昔は生きものを増やす目的で放流が行われていました。ですが現在は、そうした放流は地域の生物多様性の損失につながることが分かってきました。また、外来種やペット等の飼育品種だけでなく、在来種と同じ種類の生きものであっても、よその水系や地域から捕ってきたものや飼っていたものを放すことも同様の影響を与えることがあります。

【想定される生物多様性へ与える影響例】

- ・在来種の居場所を奪ってしまう
- ・雑種をつくって、在来種を絶滅させてしまう
- ・病原菌や寄生虫を持ち込んでしまう 等

＊）希少種保護の目的で、飼育・栽培して増やした個体を野外に戻す取組があります。こうした取組は行政と専門家などが十分に検討しながら実施していきます。

引用：上尾市 HP (<https://www.city.ageo.lg.jp/page/373023.html>) より (2025 年 7 月 30 日閲覧)



都市公園で配布されている普及啓発リーフレット(埼玉県上尾市)

第3章 外来種対策の基本方針

1 対策の基本的な考え方

外来種対策という概念を世の中に広め、その考えを浸透させるために、これまでは普及啓発によって外来種問題を認識してもらう「外来種問題の主流化」に軸足を置いた施策が取られてきました。今後は、生物多様性の保全や回復の観点から、新たな外来種の侵入や拡大を阻止するとともに、適切な防除によって被害を減らすという「侵入防止や防除等の対策の実践」を進めていくことが重要となります。

そのため、東京都では、次の「外来種対策行動3原則」に基づく対策の実践を促進していきます。

I 「いち早く**見つける**」

II 「被害を**減らす**」

III 「取組を**広げる**」

この、東京都が掲げる「外来種対策行動3原則」と、これまでに環境省が提示してきた「外来種被害予防3原則」を合わせた6つの原則を、「TOKYO 外来種対策3&3」として東京都の外来種対策の行動原則とします。これに則って、以下の方針で多様な主体と共に外来種対策に取り組んでいきます（図1-2）。

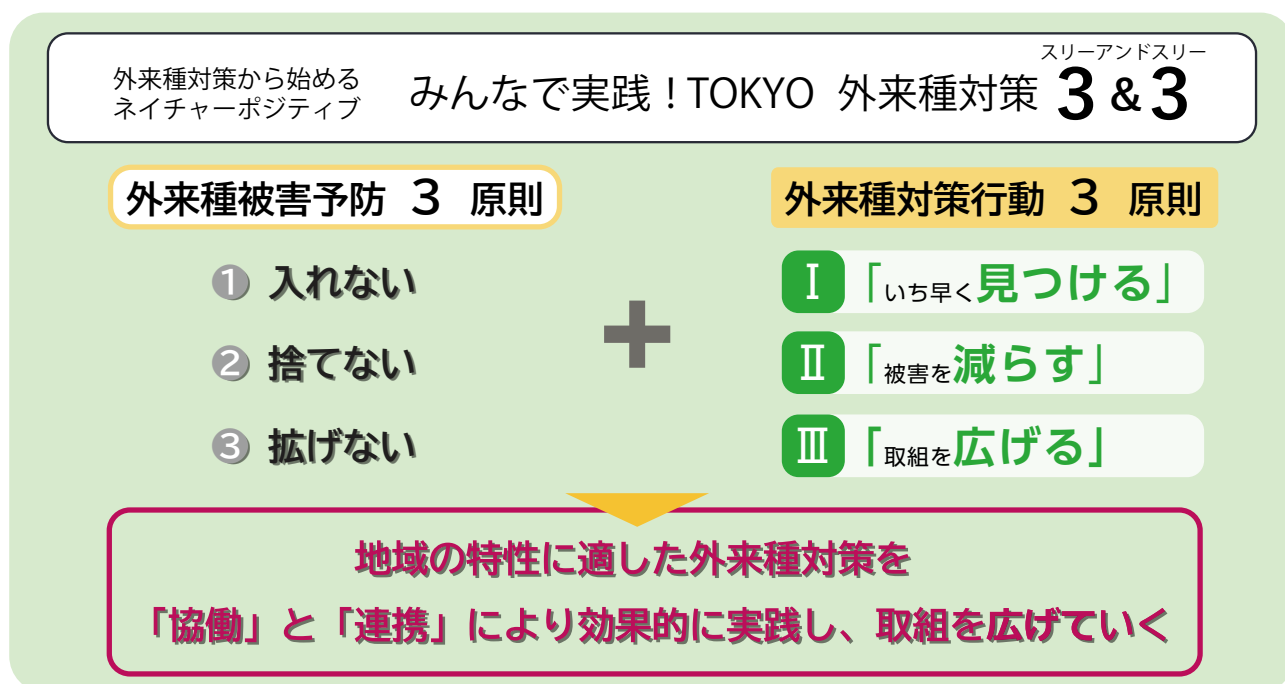


図1-2 東京都の外来種対策の行動原則「TOKYO 外来種対策3&3」の方針

外来種対策には対象の地域や環境、土地の利用状況などに応じて様々な対応が求められます。

例えば森林が多くを占めるエリアと、人間活動が集中するエリアでは取るべき対策は異なってきます。また、東京には伊豆諸島や小笠原諸島といった島しょ部が含まれており、島しょ部は地理的に孤立し、生態系の規模も小さいことから外来種の影響は特に深刻です。そのため具体的な取組については、「戦略的保全方針」（本冊子 P.3 のコラム参照）の戦略3「外来種対策の実践の促進」で掲げた以下の3項目に、保全方針の「エリアごとの保全戦略」に記載されている「環境ごとの外来種対策」を組み合わせた対策を進めていきます。各項目についての概要は次頁以降で説明します。

◆戦略的保全方針「戦略 3」記載事項

- (1) 優先度を踏まえた対策の実践
- (2) 予防や水際対策の推進
- (3) 外来種から島しょの自然と暮らしを守る

コラム

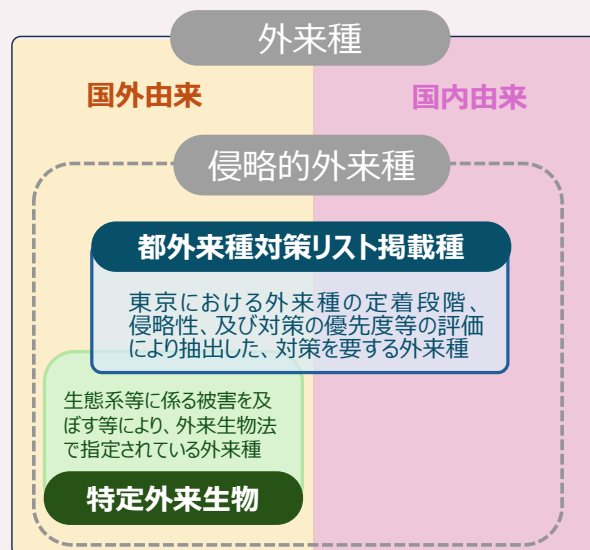
「東京都外来種対策リスト 2025」について

国内外来種の問題や、国外外来種であっても地域ごとに定着段階が異なる場合があるため、外来種対策は、地域ごとの状況に即しながら取り組むことが重要です。そのため、国全体の外来種対策リストだけでなく、地域ごとに対策すべき外来種の優先度を示した地域版の外来種対策リストが整備されていることが大切です。

東京都では「東京都外来種対策リスト 2025」を2025年9月に公表しました。これは、国の侵略的外来種に係る「生態系被害防止外来種リスト」や近隣県の外来種リストの状況などを参考にしながら、生態系や人的、経済的な被害に関する侵略性や被害の大きさについて、専門家の協力のもと、種ごとに評価して作成しました。

リスト掲載種や区分は取組を進める上で参考とすべきものであるものの、地域特性や生態系被害の状況、有効な防除方法を検討しながら、優先的に防除を進めるべきものから防除を進めていきましょう。

今後は、外来種の被害実態の把握に努めながら効果検証等を行うとともに、専門家の意見のもと5年程度を目途に改定に取り組み、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。



東京都外来種対策リスト掲載種の位置づけ

(1) 優先度を踏まえた対策の実践

① 定着段階に応じた対策の実践

外来種対策は、対象種の定着段階（未定着、定着初期 / 限定分布、分布拡大期～まん延期、減少期～根絶最終期、根絶確認期）によって、高い効果を得るための対策が異なります（図 1-3、表 1-1）。「定着初期 / 限定分布」の段階は、初期防除を行うことで高い効果が得られやすく、対策を講じる上で大変重要な時期といえます。「分布拡大期～まん延期」は対策の継続性が特に重要な時期です。「減少期～根絶最終期」では、この段階で対策を止めたり縮小すると、減少傾向であった外来種が再び増加するなど、元に戻ってしまうこともあり、さらなる継続的な対策や監視が重要となります。

常に成果の検証をしながら、定着段階などを見極めることが重要です。段階に応じて、取組内容を適切に見直し、その時点毎の優先度を踏まえた取組や手法を検討していきましょう。

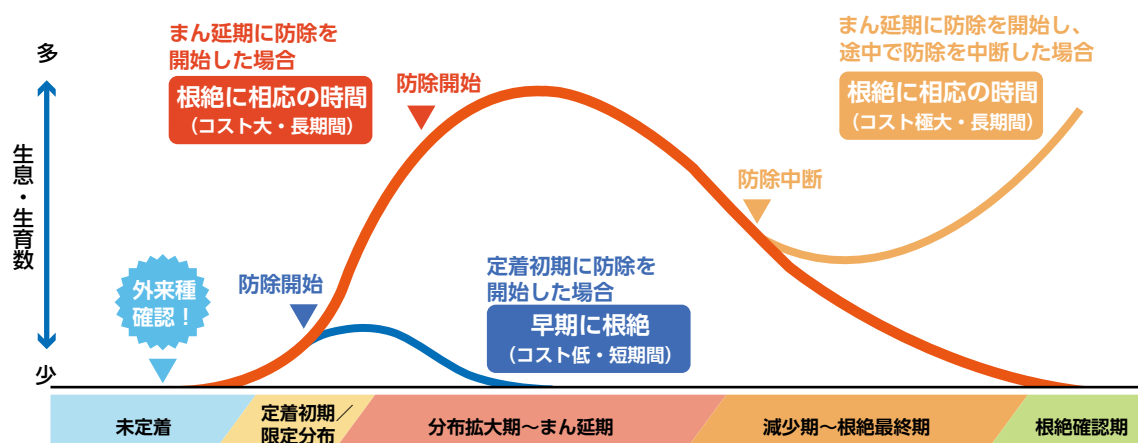


図 1-3 外来種の定着段階と防除開始時期による対策効果のイメージ
(外来種被害防止行動計画（環境省・農林水産省・国土交通省 2015）を参考に作成)

表 1-1 定着段階による優先度をふまえた目標や対策の設定

定着段階	目標	優先度を踏まえた対策	リスト上での カテゴリ区分 (次ページ参照)
未定着 外来種の定着情報なし	定着の阻止 さらなる侵入の阻止	対象種の侵入に関する情報収集、監視の徹底 侵入初期のうちに対処 特に島しょ部への侵入を阻止	侵入・定着予防 外来種
定着初期／限定分布 繁殖しているが 分布は限定的	拡散防止・限定的な定着にとどめる。 保護地域・重要地域*への侵入阻止	限定的に侵入した地域においては集中的に防除 侵入した地域周辺では、分布拡大に備え迅速 に対応できる体制を整備	総合対策 外来種
分布拡大期～まん延期 分布が拡大し密度が高くなる	定着地域内での根絶・被害減少 分布の拡大を防止 保護地域・重要地域への侵入阻止	定着した地域を囲い込み、集中的に防除 低密度化から根絶に向けて段階的に防除を実施 重要地域では監視および防除を徹底	
減少期～根絶最終期 密度が低下、確認は限定的	該当種の根絶 再侵入・再定着を阻止	減少傾向がみられても防除・監視を継続 情報収集も継続	
根絶確認期 確認が無くなった	再侵入・再定着を阻止	根絶したと思われても監視を継続 近隣の自治体などとも連携し、継続的に情報 収集	

※ 保護地域・重要地域：地域の野生生物の生息・生育地や生態系の存立する場所のうち、種や環境特性等から考え優先的に保全に努めるべき地域

② 「外来種対策リスト」や「対策の手引き」の活用

東京都（本土部、伊豆諸島）における侵略的外来種の侵入や定着状況、被害の大きさなどの実情に沿って評価した、東京都版の外来種対策リストを積極的に活用していきましょう。また、対策リストの効果的な活用に向けて、東京都の外来種対策に関する方針や実践におけるポイントや留意事項などを解説した、対策の手引き（本冊子）も合わせて積極的に活用していきましょう。

対策リストのカテゴリ区分の概要は図 1-4 に示す通り、全部で5つとなっています。これは国の外来種被害防止行動計画第2版（2025年3月）に掲載されている、新たな生態系被害防止外来種リストのカテゴリと同じものとなります。対策リストには、種ごとにカテゴリ区分、科名、種名、学名、別称等、由来（国外・国内）、定着段階、国等による指定の種類を掲載しています。

なお、世界自然遺産に登録されている小笠原諸島については、環境省や東京都、小笠原村、NPOなどが一体となって積極的に外来種対策に取り組んでいるため、今回の2025年版対策リストでは対象から外しています。



図 1-4 東京都外来種対策リストにおけるカテゴリ区分

③ 保護地域、重要地域等での集中的な対策

国立公園や保全地域等の自然地のほか、市街地であっても保護上重要な生態系を有するエリアなど、外来種対策の優先度が高いと考えられる場所については、行政や施設管理者等を中心に専門的知見を活用した集中的な対策を実践することが重要です。さらに、その実施手法や成果を発信し、他地域に取組を広げていきます。

(2) 予防や水際対策の推進

① 港湾・空港等での徹底した水際対策

侵略的外来種は繁殖力が旺盛で、定着やまん延のスピードが速いといった特性があり、初期対応が重要です。海外との貿易の窓口や国内の流通等の起点でもある港湾や空港等においては、国や関係者等と連携し、防疫・検疫体制などの監視体制の強化に努めます。

② 近隣自治体等との連携強化

外来種は行政界を越えて分布を拡大します。行政は、研究機関等と連携しながら、近接する自治体からの外来種の侵入・分布拡大に対し、監視体制の整備や、侵入した際の初期対応などを効果的に行うための情報共有の場を整備します。

③ 市民参加型の外来種調査や専門知による分析

外来種の侵入情報をいち早く知るため、東京都をはじめとする行政は、市民参加型の外来種調査を継続的に行い、情報を収集します。それらをもとに、行政や施設管理者は保全活動団体等の協力を得て、迅速な初動対応や専門家等による現地での調査の実施、都内での分布拡大予測など、より効率的、効果的な水際対策に取り組んでいきます。

④ 条例等を活用した規制の検討

人間活動が活発である東京では、ペットや人工改良品種等の観賞魚、侵略的外来種である観賞用水草等の放逐や放流等が行われ、在来種や地域の生態系に大きな影響を与えることがあります。これらの行為を規制し、飼育者に適正な管理を求めるため、外来生物法では対象となっていない種や国内外来種を含めた都内で問題となっている外来種等について、条例などを活用した施策の検討を進めます。

⑤ 産業に利用される種の管理

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省・農林水産省)や都の対策リストにおける産業管理外来種をはじめ、植栽等の工事や農林水産業で利用されている外来種については、在来種の生息域へ拡散しないよう適正な管理を行うことが大切です。また、非意図的な導入防止にも努めることで、野生生物保全への配慮を進めます。

(3) 外来種から島しょの自然とくらしを守る

島しょ部では、生態系の構成要素が限られるため、外来種の侵入に対して脆弱と言えます。外来種の侵入によって島ごとの希少な生態系への被害ばかりでなく、島の人々のくらしや文化にまで影響が及んでいます。

島しょにおける外来種防除については、多様なステークホルダーとの連携による水際対策の徹底、島間での情報共有の推進、住民や観光客等への普及啓発、対策への補助等、多面的に対策を強化し、島しょの自然とくらしを守っていくことが重要です。

2 対策を進めるための基盤的な行動

東京都において外来種対策を進めていくためには、その原動力となる基盤的な行動も重要です。戦略的保全方針に掲げられた外来種対策を実践する際の基盤的な行動に関する考え方を示します。

(1) 専門的知見に基づく科学的データの活用

外来種に関する情報を収集・蓄積し、科学的知見に基づき正確に課題を把握し、効果的な対策につなげていくことが大切です。外来種対策では、当初、予測していなかったことが起こる可能性もあり、その点を考慮した順応的な対応が求められます。専門的な知見に基づいて、現場の課題の正確な把握や検証を行っていきます。

(2) 外来種対策に配慮した社会・経済活動の推進

公共事業や企業活動などにおいて、外来種対策に配慮した社会・経済活動の流れを作っていく必要があります。例えば植栽や緑化、水産業などの産業において外来種を取扱う際は、外来種による被害が発生しないよう配慮し、適切な取り扱いに努めます。

(3) 自治体・関係団体・地域コミュニティとの連携・協働

外来種を防除して生物多様性の保全や回復、人的・経済的被害の防止を実現していくためには、東京都、区市町村といった行政のみならず、都民、NPO や NGO 等の保全活動団体、研究機関、民間企業、教育機関、展示施設、緑地等の施設管理者、メディアなど様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていく必要があります。

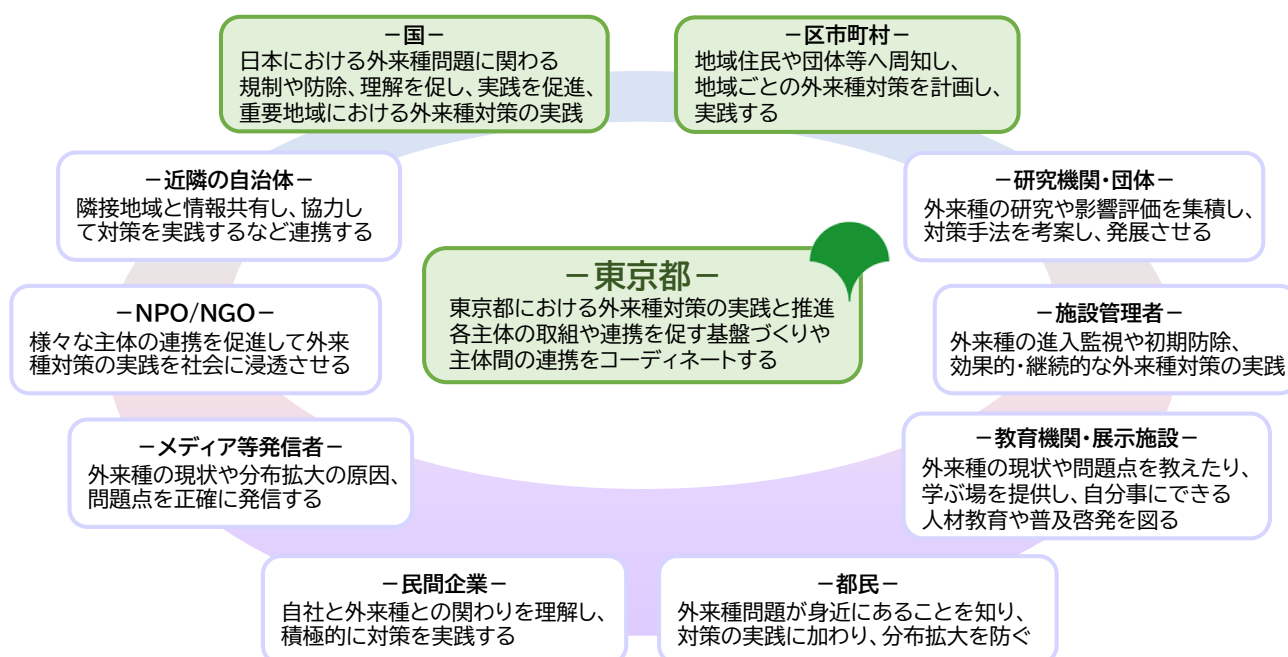


図 1-5 東京都の外来種対策における各主体の連携イメージ